

クリスチャントゥデイ vs 根田裁判 一審判決 《報告資料》

原告 株式会社クリスチャントゥデイ

同代表取締役 矢田喬大

被告 根田祥一

判決 主文

- 1 被告は、原告に対し、50万円及び令和元年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は20分し、その9を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

請求 被告は、原告に対し、110万円及び令和元年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を払え。

【クリスチャントゥデイの報道】2024年4月23日01時00分

根田氏に賠償命令、体験談装った匿名ブログの記事拡散で本誌の名誉を毀損

【クリスチャン新聞の報道】2024年4月24日

クリスチャントゥデイ提訴判決 「信仰秘して」教会潜入 事実認定

【キリスト新聞の報道】2024年5月3日

クリスチャントゥデイ判決 東京地裁 “信仰を隠して接近”と認定 名誉毀損は一部認める

【異端・カルト110番の報道】2024年4月25日

張牧師を「再臨のキリスト」と信奉、秘して淀橋教会に通わせた：CT・根田訴訟 東京地裁判決 ダビデ張氏の指示を事実認定

- ◎クリスチャントゥデイ（CT）記事は「主文」の1のみ報じた。「事実及び理由」について一言も触れることなく、訴状にある原告の主張を書き、あたかもそれが判決理由であるかのように見せかけた。→この偽装こそが「クリスチャントゥデイ問題」の核心。
- ◎「CTの記事に異端的なところはない。普通のキリスト教メディアに見える。」（欺き）→CTの目的は報道/伝道ではない。「ダビデ牧師を守るためにある」（脱会者証言）
- ◎被告の代理人への依頼：賠償額ではなく、事実認定（真実性の認定）を目標に

判決文 「事実及び理由」より

【原告の主張】 *以下、訴状及び判決から概要を要約（元号を西暦に置き換え）

匿名のブログ「ダビデ牧師と共同体を考える会」（以下「原ブログ」）に掲載された原告に対する名誉毀損表現を、被告自身のFacebook及びTwitterのアカウントに転載することにより原告の名誉を毀損した。

(1) 原告に対する過去の誹謗中傷 *①②③番号、【 】及び下線は根田による

- ① 原告は、2006年頃、インターネット等において誹謗中傷の被害を受けていた。
注：同時期、救世軍の山谷真少佐が自身のブログ上で、ダビデ張/張在亨(ジャン・ジェヒョン)及びクリスチャントゥデイ〈以下「CT」〉についての異端疑惑を迫及していた。
- ② その内容は、原告が、韓国人牧師である張在亨氏(ダビデ牧師)の支配下に置かれている団体である、原告の内部においてキリスト教の正統的教義から外れた異端的教義が信奉されている、張在亨氏が「統一教会」の核心メンバーないし幹部である、原告が従業員らに対してマインドコントロールを行い、借金を強要し不眠不休で働かせているカルト団体であるといった、事実無根のひどいものであった。
- ③ 原告は、2008年4月、山谷氏に対し、名誉毀損を理由とする損害賠償請求訴訟を提起した。東京地裁は、判決文において、上記内容の真実性及び真実と信じることについての相当性を否定し、名誉毀損表現であると認定した(2013/11「山谷訴訟判決」一部)。

(2) 原ブログの公開

- ① キリスト教関係者の中には、原告に対する悪意をもって、誹謗中傷を継続する者も存在していた。被告も、「クリスチャン新聞」の競業先であった原告に対し、SNSサイト等において、度々社会的評価を貶める発言を行ってきた人物の一人である。
- ② 2019年頃、匿名の発信者が原ブログを開設し、原告について名誉毀損表現を繰り返した。時に過激な表現を用いつつ、原告において犯罪が行われているなどといった事実無根の内容を摘示することにより、原告の社会的評価を著しく低下させた。
- ③ 原告は、原サイトを運営していたニフティに対し、発信者情報開示請求の手続きを行い、東京地裁は、「本件各記事を公開した主たる動機が公益を図ることにあるとは認められない」として、原記事1～5がいずれも名誉毀損表現であると認定し、原告の請求を全部認容した。
- ④ 発信者情報の開示により、原記事はいずれも中橋祐貴氏によって投稿されたことが判明した。その後、中橋氏は、原記事が、いずれも原告の名誉、信用を毀損するものであることを認めるとともに、原ブログの立ち上げや執筆に関しては、各所で原告の社会的評価を貶める活動を展開していた被告の思想及び、原ブログ以外の場でも、被告の多大な影響を受け、原告に対して事実と反する内容や過激な表現を発信し、原告の名誉、信用を毀損したことを認め、真摯に謝罪するに至った。

(3) 被告による記事の転載

被告は、2019年3月から8月にかけて、原記事1～5のリンクを、被告のFacebook及びTwitterのアカウント上で繰り返し執拗に転載し、原記事を拡散した。

* 訴状では、原ブログに掲載された原記事1～5について、原告の名誉権を侵害する表現を挙げ、「原記事は、原告の社会的評価を低下させるものであり、反真実である」と主張。

* 準備書面では、被告が主張する原告とダビデ張氏及び「共同体」との関係はないとして、原記事1～5の当該箇所の、名誉毀損表現についてのみの違法性判断を求めた。

【被告の主張】 *以下、訴状、準備書面、陳述書、及び判決より概要を要約

- ① 山谷氏のブログ投稿記事は、概ね事実に基づき、ダビデ張氏及び CT の異端及びカルトの実態についての疑惑を追及したものである。東京地裁判決は、原告が名誉毀損を主張した 87 か所の表現について、いずれも公益性を認め、そのうち 41 か所については名誉毀損に当たらないか真実性・相当性を認め、違法性が阻却されると判断した。
- ② 41 か所の記事中には、原告 CT が否定していたダビデ張氏との関係、CT が張氏の設立した教会、企業、組織の一環であること、原告関係者が属していた東京ソフィア教会では「来臨のキリスト」に関してキリスト教会では異端とされる教えがなされていた可能性があること、などが事実認定されている。▶**山谷判決は本件でも事実認定に援用された**
- ③ 被告は、キリスト教メディアに携わる者として、人々やキリスト教会が欺かれないよう、原告の隠された事実を広く伝える責任から、原告の疑惑について追及してきたのであり、原ブログ記事を SNS 上で拡散した行為には公益性がある。▶**判決は公益性を認めた**
- ④ 被告は、原告関係者からの聞き取りや、取材で知り得た事実、及び元原告従業員であったダビデ張氏の元信奉者（脱会者）からの証言を見聞してきた情報が、原ブログの内容と合致することから、原ブログ記事は脱会者による真実の証言であると信じて拡散した。
- ⑤ ①～④の事実から、原告については、ダビデ張氏及びその「共同体」との関係を抜きには語ることができない。▶**判決は、原告と張在亨氏及び「共同体」との関連を認めた**
- ⑥ 中橋氏は、自身が名誉毀損で訴えられた訴訟において、またそれ以前から、一貫して、原ブログが、原告を含むダビデ張氏の共同体からの脱会者らが証言した事実であることを主張していた。同訴訟の最終盤に和解し謝罪したことは、中橋氏が精神的に追い込まれ、原告の主張に沿う形で裁判終結を優先させたものであり、中橋氏自身の意図ではない。
- ⑦ 中橋氏ら、ダビデ張氏の信者ではない一般のクリスチャンが外部から採用された従業員らは、2017 年末頃に、日本基督教団議長声明が出される動きを知って危機感を抱いた。中橋氏は、それまで矢田社長の説明を信用していたが、事実を確かめるべく、自身で山谷訴訟の資料を閲覧した結果、矢田氏らが事実を隠していたことを知った。被告が中橋氏と会ったのは、その頃が最初であり、中橋氏が原告の疑惑を追及したことは、被告からの影響によるものではない。

【裁判所の判断】 *以下、判決文より概要を要約 (▶太字は認定事実のおもな内容)

- ① 原告は 2003 年に設立され、設立時には、張牧師が設立した韓国クリスチャントゥデイ及び米国クリスチャントゥデイの資金援助を受けた。原告設立当時の代表取締役であった高柳泉は、米国滞在中に、張牧師が学生らと聖書研究等を目的として設立した組織「アポストロス・キャンパス。ミニストリー」(ACM) に加わり、本邦に帰国した後は、東京都内に拠点を置く「東京ソフィア教会」において、伝道師として活動していた。
東京ソフィア教会は、張牧師の活動を起源とする宗教組織「日本キリスト教長老教会」の下部組織であり、2005 年 1 月頃まで存続した。東京ソフィア教会の礼拝では、張牧師が、説教や按手をしたことがあり、原告が設立された当時の従業員には、東京ソフィア教会で張牧師の按手を受けた者がいた。

原告の設立前には、株式会社ベレコム…株式会社財經新聞社が設立されたが、その役員には、東京ソフィア教会や原告の関係者であった者が就任していた。

▶原告は張牧師の諸団体・教会と関係があり、張牧師の宗教的な影響下にある

- ② 張牧師については、韓国内外のキリスト教関連の情報媒体において、信奉者に張牧師を「再臨のキリスト」と告白させていること、大学やインターネット関連の企業を設立して影響力の拡大を図り、その収益で関連組織を維持していることが報じられていた。張牧師は、米国内において、聖書学校を起源とする「オリベット大学」の初代総長に就任したが、「オリベット大学」は、2020年、銀行から不正に融資を受けたこと等を理由に罰金刑を受け、その後、設置州の当局から閉鎖を命じられた。「オリベット大学」については外国人留学生を無報酬又は極端な低賃金で労働に従事させた疑いで捜査を受けているとの報道もされた。

▶張氏が設立したオリベット大学は不正融資事件で有罪判決を受け、閉鎖を命じられた

- ③ 2002年頃から2003年頃にかけて、東京ソフィア教会の宣教師及び張牧師の信奉者は、その宗教上の勧誘を受けた者に対し、張牧師を「ダビデ牧師」と呼び、清められた者、従順な者が共同体（第3のイスラエル、新しいイスラエル）を作りキリストの体となること、その共同体の完成はキリストの再臨であること等を説き、その共同体の創始者が「ダビデ牧師」であることを示唆していた。張牧師又は上記宣教師らは、信奉者に対し、宣教の支障となる事実を正直に打ち明けないことも「知恵」であると説き、その教えの内容を他言しないこと、既存の他の教会に所属することを求めた。

▶「嘘も知恵」：共同体の秘密教義と密接に関係（ダビデ張＝再臨のキリストは絶対秘密）

- ④ 東京ソフィア教会や原告、ベレコム及びその他の張牧師と関わりのある組織では、少なくとも2007年頃まで、当時学生であった者を含む信奉者が、宣教師らの要請に応じて、「使役」の名目のもとに、原告を含む関連組織の活動に無償で従事した。信奉者が従事した活動は、東京ソフィア教会やACMにおける宗教的な伝道活動から、原告を含む関連組織の事業活動にまで及び、信奉者は、これらの組織やその活動の維持のため、寄付や借財を求められることもあった。東京ソフィア教会は、賃借する建物の賃料を払えず、活動拠点を変えたことがあった。

上記活動に従事する宣教師や信奉者の中には、困窮のあまり、「これも御国のため」と述べて、公共交通機関の利用料金を支払わない者がいた。

▶信者に無償労働、借財（カードローン）で献金させ、違法行為を宗教信条で正当化

- ⑤ 2004年頃、東京ソフィア教会に通っていた原告の従業員2名が、高柳又は別の原告関係者に、取材中に所属教会を尋ねられた際の対応を尋ねたことがあった。その際、相談を受けた張牧師は、「どうして大きい教会に行かないのか」と述べ、その後、上記従業員2名は、東京ソフィア教会に通っていることを秘して、峯野龍弘牧師が主管牧師を務めるキリスト教団体の教会「淀橋教会」に通った。

高柳は、原告の設立後、淀橋教会に通ったことがあり、矢田は、2005年3月以降に、淀橋教会の礼拝に参加したことがあった。

▶東京ソフィア教会に通っていることを秘して淀橋教会に通った（偽装）

- ⑥ 原告は、2007年6月、韓国籍のリ・ジヨンに対し、原告を作成名義人とし、名古屋入国管理局の出入国管理業務の担当者を宛先とする「入国許可願い及び身元保証確認書」と題する文書を送付した。同文書は、上記リ・ジヨンが、原告の福岡支局で開催される日韓報道企画会議に出席する予定であること等が記載されていた。

上記リ・ジヨンは、張牧師が計画した宣教活動で、福岡県担当の宣教師とされた人物であった。また、上記文書にある原告の福岡支局は、上記文書の作成前後を通じて、存在したことがなかった。

▶原告は韓国人宣教師の不法入国に加担した（偽装による不法行為）

- ⑦ 張牧師は、2004年から2006年までの間頃、原告の事務所を訪れ、原告が発信する記事の内容等について指示をすることがあった。

▶CTは記事の内容等について張牧師から指示を受けた（CTに対する張氏の支配）

- ⑧ Linda Suh ことソ・ジンハは、2008年10月14日、高柳及び矢田を含む原告の関係者に対し、SNSのチャットを通じて、「根田の件に関して先生からお話があった」、「先生がおっしゃった話を今ここにいますから」、「先生は根田に手紙を送るよりも、メディアで記事で出していけばいい、とおっしゃいました」、「手っ取り早く書きなさい」、「これまで決定的だといって韓国内の陰謀勢力と結託して事を起こしてきた根田がついにすべて否定された資料をもってまたもうそを書きはじめた（中略）うそをついたことに対して指摘してその他詳細に書きなさい」、「礼拝だと言っているのに、式と言っている」、「このことをよく潰しなさい」、「早く書くべきだ」、「完璧に潰しなさい」、「今回出た記事に対する反論を長く詳細に全部は反論して」、「これまでのことを詳細にシリーズで」、「全部詳細に書きなさい」などと伝えた。

▶被告根田の書いたクリスチャン新聞記事（韓国CT元広告局長の証言）は嘘だと反論し潰すよう張牧師が指示→直後に、指示どおりの記事がCTに掲載された

- ⑨ 中橋は、原告の従業員であった2018年2月、原告の編集長及び記者ら7名とともに、原告において給与遅配が常態化し、収支の流れに不明点が多いこと、代表者であった矢田ほか1名に張牧師の異端信仰に関わっているとの疑念が生じたこと等を理由として、矢田らを批判する声明を発表した。（注：外部採用されたダビデ信者でない従業員の謝罪声明）
- ⑩ 中橋は、2019年3月16日頃から8月6日頃にかけて、自身が管理する原ブログに原記事を掲載した。…原告は、原記事により原告の名誉、信用が毀損されたとして、中橋に損害賠償を求める訴えを提起した。中橋は、原記事は元信者の体験談であること、中橋自身も原記事の内容を元信者から聞いており、資料の提供を受けて争うことなどを主張し、原告の請求を争ったが、2021年10月12日、原告との間で、原記事が原告の名誉、信用を毀損するものであることを認め、原告に損害賠償金を支払うこと等を内容とする訴訟上の和解をした。
- ⑪ 中橋は、原告との訴訟上の和解に際し、本件謝罪文等を作成して、原記事を含むブログ全体の内容を事実無根の表現が多数含まれていた、原告に関し虚偽の情報発信をしていた、との認識を示している。

しかし、中橋が、上記和解に応じる直前まで、現ブログの内容が、張牧師又はその「共

「共同体」の元信者の取材に基づくものであるとの認識を示していたこと、中橋が、原告から訴えを提起されたのを機に精神的に追い詰められ、訴訟の終結を優先する意向を強めていたことを考慮すると、中橋は、原ブログの内容が、(本件証人) A 及び B を含む張牧師とその「共同体」の関係者の情報提供に基づくものであるにもかかわらず、原告との訴訟による疲弊を避ける目的で、本件謝罪文等を作成したと認めるのが相当である。

よって、本件謝罪文等によっても、原記事の内容の真実性は否定されない。

▶中橋氏の CT との和解・謝罪は、精神的に追い詰められた結果であり、謝罪文等により原記事の内容の真実性は否定されない

▶元ダビデ張の信者で CT でも使役した 2 人の証人の証言を、判決は援用した

原記事 1～5 の侵害部分について違法性/真実性の判断 *以下、下線は訴状のとおり

*被告は、侵害部分のみでなく原記事の全体からブログ証言の真実性を信じたことを主張

【真実性が認められた箇所】 *細字は判決文、太字は根田による要点整理

◆原記事 1 の侵害部分

最後にクリスチャントゥデイは宣教師の入国を合法化する不正に加担していました。告白します。これ・・・入管をなめきっています。つまり、宣教師は観光ビザで出入国を繰り返しました。何度も来ると怪しまれるのでクリスチャントゥデイの社員だと偽装して嘘の保証書を作っていました。

各地方教会を即席のクリスチャントゥデイ支部に仕立てました。責任者の所在地は万代牧師というキリスト教の先生の事務所になっています。**さんのサイン入りです。***牧師がクリスチャントゥデイの**さん、**さんにやらせていました。これみると日本と韓国のクリスチャントゥデイは全く同じ会社だと書いてあります。**さんが共同体に回していました。これはおそらく犯罪です。世に示していくべきだと思います。まだ、**さんたちはクリスチャントゥデイにいるのでしょうか。

●真実性の判断ポイント

原告は、2007年6月、張牧師の宣教活動を行う宣教師に対し、開催場所を偽った会議の開催等を示す文書を交付し、本邦への入国及びその宣教活動の便宜を図ったことが認められる。…原告の上記行為は、わが国の出入国管理上、問題視されるものであったとすることができる。…上記事実は、侵害部分 1 が示す事実の重要な部分、すなわち、原告が、内容を偽った保証書を作成し、張牧師の「共同体」の宣教師の入国に係る不正に加担したとの事実と一致すると認めるのが相当であり、侵害部分 1 の事実摘示にわたる部分は、その重要な部分において、真実に合致していると認められる。「これはおそらく犯罪です」との意見も、上述したところにより、その前提とする事実の重要な部分において、真実に合致すると認められる。

▶裁判所の判断⑥に、根拠となる事実が認定されている

◆原記事4の侵害部分

タイトル：淀橋教会にはクリスチャントゥデイ以外にも信者が入り込んでいます。(私の体験談：再臨のキリストダビデ先生を信じて)

(以下抜粋)

ダビデ先生と共同体共同の信者、淀橋教会とのつながりと言えばクリスチャントゥデイは旧約聖書のヤコブです。年老いた父イサクは峯野牧師さんということでしょう。長子の権利を得るために騙して成功していく、というやり方がここでは正当化されていました。騙すんですからバレたらおしまいですから本当によく仕えて模範的なクリスチャンを装いました。

●真実性の判断ポイント

前記認定のとおり、張牧師及びその宣教師らは、張牧師を「再臨のキリスト」と信奉する者に対し、その信仰を秘して他の教会に所属することを求めており、2004年頃には、東京ソフィア教会に通っていた原告の従業員2名が、張牧師の進言で淀橋教会に通い、東京ソフィア教会への所属を隠していたことが認められる。また、高柳は、原告の設立後に淀橋教会に通ったことがあり、矢田は、東京ソフィア教会が活動を終えた後の2005年3月以降に、淀橋教会の礼拝に参加したことがあるところ、その後に、原告が張牧師の関係者の便宜を図る行動をとっていたこと、記事の内容等について張牧師から指示を受けていたことを考慮すると、高柳や矢田は、淀橋教会に出入りしていた頃も、なお張牧師の宗教的影響下にあり、そのことを秘していたと認めるのが相当である。

そうすると、原告の構成員は、その活動の便宜のため、峯野牧師に対し、張牧師が「再臨のキリスト」であるとの信仰を秘し、淀橋教会又はその所属団体の宗教上の理念に従順である態度を示して、峯野牧師にその旨信じさせていたということができ、侵害部分4の内容は、その指示する重要な部分において、真実に合致すると認められる。

▶原告の構成員は、峯野牧師に対し、張牧師が「再臨のキリスト」であるとの信仰を秘し、騙して淀橋教会に通った事実を認定した

【真実性が認められなかった箇所】 * 今後、二審での立証が課題

◆原記事2の侵害部分

タイトル：私の体験談 ダビデ牧師と峯野牧師（淀橋教会）クリスチャントゥデイのために会談をする

(以下抜粋)

今、色々なところでクリスチャントゥデイの主張を目にすることができます。ここまで問題になるとは驚きましたがその時が来たようです。あの組織でまっとうな事業をやるわけがありません。彼らの思考は普通ではないからです。ここは優秀ですが上が異常だという意味です。結局、ハチャメチャな生き方をしている韓国人宣教師が運営しているのでどんなに頑張っても非社会と化していきます。

●真実性の判断ポイント

原告については、前述認定のとおり、張牧師の信仰に関わりのある者が設立に関与し、現代表者の矢田も、過去にその信仰に関わっていたことが疑われること、原告やその関連組織の活動に、張牧師の信奉者が「使役」として無償で従事したこと、原告の従業員が、張牧師の示唆を受けて、取材の便宜のために信仰を隠し、淀橋教会に所属したこと、張牧師の宣教師に便宜を図ったこと、張牧師が、原告の記事の内容について指示を出していたことが認められる。

しかし、これらの事実は、いずれも 2003 年から 2008 年にかけての事実であり、これらの事実をもって、原記事 2 が作成された 2019 年の時点においても、原告において同様の事実が繰り返され、あるいはその温床となるような組織体制が維持されていたと推認することはできない。原告の経営状態は、中橋が他の従業員と批判声明を出した 2018 年 2 月の時点において、必ずしも健全であったとは認め難いが、他方で、情報媒体として相当数の読者を確保し、上記批判に参加した従業員は、張牧師やその関係者の宗教的影響を受けることなく報道に従事していたことがうかがわれる。

以上を考慮すると、侵害部分が摘示する事実の重要な部分、すなわち、原告は無軌道な思考の持ち主によって運営されているとの点、原告はまともな事業を営めないとの点、原告が社会性を逸脱する傾向を有するとの点は、いずれも真実に合致するとは認められない。

◆原記事 3 の侵害部分

タイトル：クリスチャントゥデイについて

(以下抜粋)

ダビデ牧師の共同体が何かをでっち上げて急造するパワーと技術はまるで雨が上がってみると毒キノコが湧いているかの如くスピーディーでした。CT の日本支局もペーパーカンパニーとしてほぼ 1 日で立ち上げました。私の記憶では株式会社の法人格は取っていなかったと思います。資本金が 1 円でも会社を立てられるようにした●●時代の日本政府が悪いのですが、そうやって詐欺師顔負けの劇場型詐欺がスタートしていきました。彼らは資金などなくともとにかくダビデ牧師の目的（夢という教え）が生じたらその日のうちに立ち上げます。上から「やれ！」と言われれば徹夜なんて当たり前でした。法的なことはどうでも良いのです。法を犯して警察が介入したとしても共同体（教団、組織）ではなく、信者個人がやったことにすれば逃げ切れます。だから、少人数で地方に分散させたのです。これはダビデ牧師がこだわりを持つ計画でした。今思えば、自分が捕まらないための防御策だったのだと思います。

(中略)

この組織は問題が起きることを想定していません。そういう感覚は麻痺しているのでありません。事業計画はなかったです。問題が起きたらあとから考えるか逃げれば良いと教えていました。困れば借金をすればよい、詐欺的な方法で 1 円でも多く金を得ればよい、新規の羊（信者）を伝道して新し [ママ] 財布をモノにすれば良いという感覚でした。これは韓国人宣教師が共通していた常識でした。結果が大事だったわけです。

(中略)

組織的には従順、聖書の教えと正当化しますが理由は1つ。逃げたら食いブチがなくなって死んでしまうからでした。宣教師は日本人信者をいかに獲得しているかしていないかでご飯を食べられるかどうか決まっています。根こそぎ捧げる日本人をいかに育てるか？ここはキリスト教を語る修行プログラムのようなやり方で信者を統制していました。恐ろしいことです。

●真実性の判断ポイント

張牧師又はその関係者が関与した本邦の組織として、原告のほか、ACM、東京ソフィア教会、ベレコム及び株式会社財經新聞社があるが、原告を含むこれらの組織において、組織的な詐欺行為や、刑事捜査の対象となるような行為が容認されていたことを認めるに足る証拠はない。よって、「詐欺師顔負けの劇場型詐欺がスタートしていきましました」、「法を犯して警察が介入したとしても（中略）信者個人がやったことにすれば逃げきれます」とする点、「詐欺的な方法で1円でも多く金を得ればよい」とする点は、いずれも真実であることの証明がない。

また、原告を含む張牧師の「共同体」は、その創設当初の時期において、法を軽視し、信奉者の寄付や借財に頼る傾向を示していたといえることができるが、投稿3の時点における原告が、事業体として同様の姿勢、態度を維持していたと認めるにたる証拠はない。したがって、被告が、原告を「嘘も、詐欺的な手段も、踏み倒しも、信者の犠牲も厭わない精神構造である」と述べる点（注：根田がFacebookに当該ブログ記事のリンクを貼って転載した際の紹介文）は、真実であるとは認められない。

他方で、原告を含めた張牧師の関係する組織では、2003年頃から2007年頃の時期において、十分な資金のないまま事業や組織としての活動を進めようとした結果、労働関係法規を軽視し、信奉者の寄付、借財や奉仕を頼る傾向にあったことが認められる。そうすると、「法的なことはどうでもよい」とする点、「困れば借金をすればよい」との感覚であったとする点は、いずれも、その重要な部分において、真実に合致するものと認められる。

これらの事実からは、草創期における原告が、上記「共同体」の一員として、張牧師の宗教的影響力を背景として組織の拡充を図り、その過程で法律上問題視される行為に及んだこともあったとの事実評価をし得るにすぎず、上記各事実をもって、原告が、組織的な詐欺行為にまで及び、詐欺的な手法での金銭獲得を容認し、違法行為の責任を関係者に転嫁する組織感覚を有していたと評することは困難である。

◆原記事5の侵害部分

タイトル：目を覚ます時がきていると思います

(以下抜粋)

実際に株式会社でも黙っていればペーパーカンパニーで税務署云々から何もタッチされず運営できるからです。こうしたアンチな経営手法は韓国の共同体から逆輸入したものです。記憶しているものはクリスチャントゥデイ、ベレコム、ベレリンク、IBT、デオグラフィック、あとはネット通販もやっていました。韓国にはもっと沢山あるようなことを内部掲示板で知

りましたが、日本はこんなものでした。(中略)

この共同体の教えを非常に肯定的に美化して説明するならば

- ① ダビデ牧師というキリストを特別に知った信者(チチエ)がいる。
- ② その信者は他のクリスチャンが悟っていない本当に「ママ」福音(永遠の福音)を知っている。
- ③ ダビデ牧師がキリストと全世界が認めざるを得ない時まで大至急、神の国を地上に建設しなければならない。

魂胆を明かせば、ダビデ牧師がキリスト又は神の近い存在だと講義で悟らせ、聖書の教理の不足部分を特別に知っているのは我々だけだと自負させ、ダビデ牧師のキリスト性を明かす時までこの世界を教会のコミュニティーを掌握しなければならない。その結果が地上の神の国であって素晴らしい施設と技術を集約したオリベット大学、音楽芸術、メディア、家庭、経済、すべてに素晴らしい(ダビデ牧師側の視点)共同体のメンバーが関わり、コントロールすることで終わりの日にダビデ牧師の偉大性に今まで悟らなかった人たちがひれ伏すという考えになります。(中略)

いずれにせよ、都心部は東京ソフィア教会でスタートしたダビデ牧師の共同体がダビデ牧師の指示、考案に基づいて淀橋教会を踏み台に、先ほども書いた「掌握」を狙っている事は確かでしょう。クリスチャントゥデイだけではありません。私がはっきり言いたいのはあの共同体は牧師という枠を狙って淀橋教会を踏み台に掌握するつもりです。それに気付いていないだけです。気の毒ですがどんな嘘でも平気で付いてしまいます。息を吐くように嘘を仲間同士でもつきます。少なくともクリスチャントゥデイはダビデ牧師の指示で淀橋教会に入り今でもいるという点は明らかな事実です。

●真実性の判断ポイント

原告が、課税等の負担を免れるために、事業活動の実績がないことや、いわゆる休眠状態にあることを装ったと認めるに足る証拠はない。

侵害部分5(2)は、原告が、張牧師の「共同体」の組織の一つとして、その記述にあるような宗教上の理念、理想を有していたとの事実を摘示するものである。この点、原告は、張牧師の「共同体」の組織の一つとして、宗教上の理念、理想を実現する手段として利用されていたとすることができるが、これを超えて、原告自身が、「共同体の教え」を社是とし、組織全体で共有して、その教会に取り組んでいたとまでは認められない。

侵害部分5(3)についても、原記事5の作成時である2019年当時において、原告が張牧師を主体とする「神の国」の建設を組織的目標とし、そのために淀橋教会の宗教的な権威ないし影響力を利用してしたこと、原告の構成員が、その事業の遂行のため、平然と虚偽の説明をしていたことを認めるに足る証拠はなく、上記事実を推認するに足りない。

他方で、原告において、張牧師の信奉者が「使役」の名目でその活動に無償で従事した事実、複数の従業員がその信仰を秘して淀橋教会に通った事実はいずれも認められるから、侵害部分5(4)は、その摘示する事実の重要な部分において、真実に合致すると認められる。